平成２７年（フ）第９号
大分県竹田市大字会々1650番地８
破産者　山口　眞範
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第２５３号
北海道旭川市７条通22丁目21番地の373　ドゥ・ランジェ106号室
破産者　熊倉　敏克
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５１号
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第３地割242番地４
破産者　小野寺智子
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３２号
宮城県伊具郡丸森町大張大蔵字大蔵畑14番地
破産者　中村　富男
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第７６号
福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西351番地、前住所福島県会津若松市天神町26番25号
破産者　宮田　幸男
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２３５７号
神奈川県綾瀬市大上３丁目６番３－203号、旧住所神奈川県海老名市上今泉３丁目２番４－303号
破産者　山田　秀樹
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３０号
静岡県三島市初音台16番地の３　タウニィ芹沢102
破産者　芹澤　弥生
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地10－208
破産者　水口　　宣
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
静岡県富士市蓼原718番地の36、前住所静岡県御殿場市東田中1790番地の17
破産者　手嶋　昌雄
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２２６号
静岡県富士市富士見台２丁目５番地　市営住宅富士見台団地11－203号
破産者　井出　　寛
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５６２号
静岡県浜松市北区三方原町692番地の４
破産者　伊藤　勝利
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５６３号
静岡県浜松市北区三方原町692番地の４
破産者　伊藤　正己
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
滋賀県草津市西大路町10番５－207号　シャルマンコーポ、前住所滋賀県栗東市安養寺５丁目３番39－603号
破産者　加藤　周一
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７２号
大津市下阪本１丁目16番21号　ＳＡＭ６　Ｃ号
破産者　古家みち子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５５号
滋賀県草津市野路東４丁目13番19－308号　フィールドロードⅡ、前住所大津市大門通20番20号
破産者　石田　光雄（旧姓中西）
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６０号
大津市大江６丁目５番11号
破産者　田中　良和
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０１号
京都市中京区神泉苑通三条下る今新在家東町89番地の３
破産者　山岡　一博
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７０７号
京都市山科区椥辻中在家町28番地の276
破産者　横山　徳幸
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係